

公立校選抜Ⅱ 追検査について

12月に入り、来月からは呉地区の高等学校の入試も始まり、本格的な受検の時期を迎えます。毎年のことですが、この時期からインフルエンザの流行が心配になります。今年はさらに新型コロナウイルスが気になります。例年、各受験校ではインフルエンザに罹患した生徒は別室で受験するなどの措置が執られてきました。

広島県教育委員会から「新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施」についての通知が届きました。広島県公立高等学校入学者選抜実施要項の記載事項と通知内容をお知らせします。

【追試について】 〈広島県公立高等学校入学者選抜実施要項より〉

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志望先高等学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災その他の非常災害による交通遮断等
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等

追検査を希望する者は次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出する。

(提出書類)

- ① 追検査受検願(様式第20号)
 - ② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検ができなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書
- ※ 出身中学校長は、①②の書類を令和3年3月10日(水)正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。

(検査方法) 令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、当該高等学校の入学者選抜要項により公表する。

(実施期日) 令和3年3月12日(金)

※ 選抜の結果、合格者とならなかった者が、選抜(Ⅲ)を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

《新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について》 〈広島県教育委員会からの通知より〉

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜(以下「選抜(Ⅱ)等」という。)を欠席した者を対象として、追検査(新型コロナウイルス感染症に係る追検査)を実施する。

1 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続

(1) 対象者

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)等を欠席した者(当該出席停止等の期間が選抜(Ⅱ)等を含むこと。)のうち、3月12日(金)の追検査を受検できない者

(2) 手続

志願者及び出身中学校長は「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に記載されている追検査の手続を行う。出身中学校長は追検査受検願(様式第20号)に、出席停止等の期間が選抜(Ⅱ)等を含むことを記載する。なお、検査当日の医師の診断書は必要ない。

2 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施

(1) 実施期日

令和3年3月23日(火) ※ 選抜(Ⅲ)と同日
(広島市立広島みらい創生高等学校は令和3年3月26日(金)に実施する。)

(2) 集合及び開始の時刻 実施校の校長が別に定める。

(3) 実施場所 志願先高等学校

(4) 検査方法

令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定める。

(5) 定員 若干名

3 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の取下げ

新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願を提出した志願者が、選抜(Ⅲ)の受検を希望する場合は、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検願を取り下げて選抜(Ⅲ)を志願することができる。